

緊急事態条項とは 何でしょうか？

2015年末以降、安倍政権の下で、「緊急事態条項」国家緊急権を憲法へ導入しようとする議論が再び活発化しています。緊急事態条項とは、戦争または武力攻撃、自然災害、テロ等の重大事態が生じた際に、一時的に憲法秩序を停止し、非常措置をとることができる権限を国家権力の一部に付与する規定を意味します。

自民党の「日本国憲法改正草案」(2012年4月決定)には緊急事態条項が盛り込まれており、①武力攻撃、②内乱等の社会秩序の混乱、③自然災害、④その他法律で定める事態が緊急措置の対象とされています。この草案に沿った改憲がなされ、実際に緊急事態が宣言されると、市民による抗議行動も暴力的に鎮圧されかねません。内閣が法律と同じ効果を持つ政令を制定できるため、人権を著しく制約する政令を恣意的に発する危険性もあります。また、首相に国家財政上の権限が付与されるため、首相の思い通りに予算の確保や処分ができます。その他、地方自治体の権限が縮小され、市民が緊急措置に従うことも義務づけられます。さらには、選挙の引き伸ばしによる長期政権の維持も可能となります。このように、緊急事態条項は市民の生活と権利を脅かす大変危険なものであるのです。

清末 愛砂(室蘭工業大学准教授、家族法・憲法学)

福山 真効(フキヤマ マコト・平和・人権・環境共同代表)

安倍自公政権は、国会の議席数の多数を背景に、立憲主義を無視し、特定秘密保護法、戦争法(安全保障関連法)を強行採決し、戦後レジームからの脱却=戦争する国をめざして暴走しています。来る参議院選挙では、憲法改悪のため、3分の2以上の議席数の獲得をめざしています。暴走を止め、平和と民主主義を確立するためには、大きな市民運動をつくりあげるか、選挙で自公政権に打撃を与えるしかないかもしれません。棄権は自公政権を喜ばすだけです。選挙に行こう。自公政権にNOを突き付けよう。野党共闘で頑張りましょう。

選挙に行こう!

HP : <http://www.anti-war.info/>

FAX : 03-3526-2921

TEL : 03-3526-2920

「戦争をさせない1000人委員会」事務局

東京都千代田区神田淡路町1-15 塚崎ビル3階

〒101-0063

事務局

「戦争をさせない1000人委員会」

Anti-War Committee of 1000

**戦争をさせない
1000人委員会**



<http://www.anti-war.info/shomei/>

らをご覧ください。

詳細な内容や署名用紙のダウンロードはここ

へのご協力をお願いします。

「戦争法の廃止を求める200万人統一署名」

いよいよ改憲？ 緊急事態条項 ってなに？



**戦争をさせない
1000人委員会**
Anti-War Committee of 1000

外国は どうなっていますか？

外国の憲法にもあるから、日本も憲法を改正して国家緊急権（Ⅱ「緊急事態条項」）を導入すべきと言われることがあります。ただ、アメリカ憲法には緊急事態条項はありません。ドイツでは、「最も民主的で進歩的」と言われたワイマール憲法を崩壊させ、ヒトラー率いるナチスが権力を濫用した法的根拠が「非常事態権限」（ワイマール憲法48条）でした。ヒトラーは非常事態条項を使って政敵の集会、結社、出版を禁止しました。1933年1月にヒトラーが首相になってからその年の10月までに約10万人の身体拘束がされています。

フランスでも、1961年のアルジェリア危機の際、憲法16条の「緊急権」が発動され、少なくとも48人が警察に殺されています。緊急事態条項のこうした危険な歴史から、ドイツやフランスでは、たとえば緊急事態条項に裁判的な歯止めが設けられています。外国を参考にするのであれば、アメリカのように憲法に緊急事態条項がない国もあること、ドイツやフランスのように、緊急事態条項は悲劇的な事態をもたらした歴史があること、緊急事態条項の濫用への危惧から、緊急事態条項の廃止が主張されてきたり、他の国家机关による歯止めが設けられてきた事実を認識する必要があります。

飯島 滋明（名古屋学院大学教授、憲法学・平和学）

なぜ憲法に 緊急事態条項がないの？

大日本帝国憲法（1889年公布）には、「非常大権」（31条）や「戒厳大権」（14条）、「緊急勅令」（8条）など、「緊急事態」に関する規定がありました。非常大権は実際に使われませんでした。緊急勅令を根拠とする「行政戒厳」は日比谷焼打事件（1905年）、関東大震災（1923年）、2・26事件（1936年）の際に発令されています。関東大震災の際、軍は多くの朝鮮人や中国人を殺害しました。朝鮮人6000人以上、中国人700人以上が軍や警察、市民に虐殺されました。1925年に制定された治安維持法ですが、1928年4月、最高刑を死刑にするなどの改定案を政府は提出しました。この改定案は議会で廃案となりましたが、6月に政府は緊急勅令を使って治安維持法を改定しました。その結果、治安維持法は権力者にとって目障りな存在を弾圧する手段としてさらに悪用されました。ドイツやフランスだけでなく、日本にも緊急事態条項が悪用された歴史があります。

今の憲法に緊急事態条項がないのは、「民主政治を徹底させて国民の権利を十分擁護」するため、政府に権限を集中させるのは「極力これを防止しなければならぬ」（1946年7月15日衆議院帝国憲法改正案委員会での金森徳次郎大臣答弁）との考えからです。

飯島 滋明（名古屋学院大学教授、憲法学・平和学）

憲法に緊急事態条項は 必要ですか？

これまで見てきたように、どの国の憲法にも緊急事態条項があるわけではありませんし、あっても規定上は原則として議会や裁判所の統制権があります。戦前の大日本帝国憲法にはあったのに、戦後の日本国憲法ではその危険性からあえて「沈黙」したと考えるべきでしょう。日本は憲法で戦争を放棄したからこそ、他国や戦前日本の憲法とは違うのです。

また、すでに災害対策基本法や警察法、自衛隊法など既存の法律に、緊急事態に対処するかなり詳細な規定があります。2011年の東日本大震災時の対応や復興の遅れを、憲法に緊急事態条項がないことによるものだと言主張する改憲派もいますが、本当でしょうか。十分な法律があったのに、政府などの対応に問題があっただけではないでしょうか。

昨今の緊急事態条項論は、国民の理解をえられやすいところから憲法改正を経験する「お試し改憲論」の意味合いがあると言われています。ただ、緊急事態条項さえ盛り込めば、「緊急事態」を理由に内閣が国会を無視して政令でかなりのことができてしまうので、「お試し」以上の危険性があります。憲法は国民が国家を縛るために作ったものですから、縛られる側からの改憲論には要注意です。このような改憲案を絶対に成立させてはいけません。

清水 雅彦（日本体育大学教授、憲法学）